

各項目に関して、本人能力に一番近い状態のものに1つ☑をつけてください

1) 日によって変動することがあるか 有 無 (※「有」の場合は良い状態を念頭に以下もチェック)

2) 日常的な行為に関する意思の伝達について
 意思を他者に伝達できる 伝達できない場合がある ほとんど伝達できない できない

3) 日常的な行為に関する理解について
 理解できる 理解できない場合がある ほとんど理解できない 理解できない

4) 日常的な行為に関する短期的な記憶について
 記憶できる 記憶していない場合がある ほとんど記憶できない 記憶できない

5) 本人が家族等を認識できているかについて
 正しく認識している 認識できていないところがある ほとんど認識できていない
 認識できていない

6) 日常、社会生活上支障となる行動障害について
 支障となる行動はない 支障となる行動はほとんどない 支障となる行動がときどきある
 支障となる行動がある

7) 日常の意思決定について
 できる 特別な場合を除いてできる 日常的に困難 できない

■本人能力について
 各項目について、該当する欄にチェックを入れてください。

1) 本人の状態に変動がある場合には、良い状態を念頭にチェックしてください

2) について 意思を他者に伝達できる → 日常生活上問題ない程度に自らの意思を伝達できる場合
 伝達できない場合がある → 正確な意思を伝えることができずに日常生活上問題が生じる場合
 ほとんど伝達できない → ごく単純な意思(空腹である、眠いなど)は伝えることはできるものの、それ以外の意思については伝えることができない場合
 できない → ごく単純な意思も伝達できないとき(※ 発語面で障害があっても、非言語的手段で意思が伝達できる場合には「伝達できる」とする。)

3) について 理解できる → 起床・就寝の時刻や、食事の内容等について回答することができる場合
 理解できない場合がある → 上記の点について、回答できるときとできないときがある場合
 ほとんど理解できない → 上記の点について、回答できないときが多い場合
 理解できない → 上記の点について、基本的に回答することができない場合

4) について 記憶できる → 直前にしていたことや示したものを正しく回答できる場合
 記憶していない場合がある → 上記の点について、回答できるときとできないときがある場合
 ほとんど記憶できない → 上記の点について、回答できないときが多い場合
 記憶できない → 上記の点について、基本的に回答することができない場合

5) について 正しく認識している → 日常的に顔を合わせていない家族又は友人等についても、会えば正しく認識できる。
 認識できていないところがある → 日常的に顔を合わせている家族又は友人等は基本的に認識できるが、それ以外は難しい。
 ほとんど認識できていない → 日常的に顔を合わせている家族又は友人等と会っても、認識できないことが多い。
 認識できていない → 日常的に顔を合わせている家族又は友人・知人と会っても、基本的に認識できない。

6) について 精神・行動障害とは、社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動をいいます。このような行動の頻度に応じて、該当する欄にチェックを入れてください。また、そのような精神・行動障害があり、社会生活上、一定の支援を必要とする場合には、その行動の具体的な内容や頻度について下記特記事項に記入してください。また、必要とされる支援方法等についても、分かる範囲で記載してください。

7) について できる → 毎日の暮らしにおける活動に関して、あらゆる場面で意思決定できる。
 特別な場合を除いてできる → テレビ番組や献立、服の選択等については意思決定できるが、治療方針等や居住環境の変更の決定は指示・支援を必要とする。
 日常的に困難 → テレビ番組や献立、服の選択等についてであれば意思決定できることがある。
 できない → 意思決定が全くできない、あるいは意思決定できるかどうか分からない。

氏名		続柄	年齢	交流状況	申立の意向
枚方 次郎		子 (長男)	56	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
枚方 三郎		子 (次男)	53	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
鈴木 まさ子		子 (長女)	50	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

ジェノグラム・エコマップ

親族緊急連絡先	氏名	枚方 次郎		続柄	子
	住所	東京都〇〇〇〇〇1-1			
	電話	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇			

本人と家族の関係性(キーパーソン等)
 長男、長女は連絡可能。時より母親の様子を見に帰ってきているが、どちらも遠方(長男:東京/長女:静岡)次男については連絡もとっておらず所在不明

家族情報については、わかる範囲で記入してください。また、本人のキーパーソンとなり得る人や家族との関係性についても可能な範囲で記入してください

本人が成年後見制度の申立てが可能か、また親族(4親等内)で申立てに協力してくれる人がいる場合は、氏名と続柄を明記してください(不明の場合は空欄でも可)
 ※本人も自力では不可、親族申立ても不可の場合は、「市長申立」を検討する必要があります

【成年後見制度の利用を検討する場合】

成年後見制度申立人候補者等	本人申立 <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 不可
	申立人(4親等内親族) <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (有の場合) 氏名 枚方 次郎 続柄 子
望ましい成年後見人候補者	<input type="checkbox"/> 親族 氏名: 続柄: <input type="checkbox"/> 社会福祉士 <input type="checkbox"/> 弁護士 <input type="checkbox"/> 市民後見人 <input checked="" type="checkbox"/> 司法書士 <input type="checkbox"/> ()
見込まれる後見活動(複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 預貯金の払出し、解約 <input type="checkbox"/> 相続手続き(遺産分割協議等) <input checked="" type="checkbox"/> 保険金の受領、変更、解約 <input type="checkbox"/> 訪問販売等の契約取消し <input checked="" type="checkbox"/> 不動産の管理、処分 <input type="checkbox"/> 訴訟手続き <input checked="" type="checkbox"/> 身上保護(福祉施設入所等) <input type="checkbox"/> その他 () <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険契約
特記事項	

【親族後見人】
 本人の生活歴について、よく把握しているため、本人の気持ちに寄り添った支援が行える一方、親族であるからこそ、主観的な想いが先行してしまうこともあります。また、多額で複雑な財産管理や親族間でのトラブルがある等、専門的な対応が必要な場合に、的確な後見活動が難しい場合があります

【専門職後見人(弁護士・司法書士・社会福祉士等)】
 財産管理、身上保護に専門的な知識が必要な場合、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職が客観的な視点をもって、適切な支援を行います。なお、専門職後見人は「仕事」として後見活動を行うため、「報酬」が継続的に発生し、本人財産から支弁することになります(報酬額は本人財産と支援内容に応じて家庭裁判所が決定)

【市民後見人】
 社会貢献への意欲が高い一般市民で、所定の養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた人から、家庭裁判所より成年後見人等として選任された人のことです。下記項目にすべて該当する場合は、検討することができます

- 後見相当に限る
- 急迫した虐待や権利侵害、親族間の争いがない
- 不動産処理、相続や遺産分割協議などの対応を要しない
- 福祉的援助について、緊急性がなく、緊急的に居所確保を要しない
- 本人に自傷や他害の行為はない
- 親族の関わりが無く、支援などを受ける環境がない
- 何らかの形でコミュニケーションを図ることができる
- 預貯金が1,200万円以下である
- 後見事務費(交通費、通信費、事務費)を支弁することができる(月2,000円~3,000円程度)

※参考:大阪府版 市民後見人の受任についての意見書